

【事案Ⅱ－3】後遺障害共済金請求

・平成28年6月17日 和解成立

<事案の概要>

申立人は、平成4年の交通事故を原因とする後遺障害について、約款・事業規約の不知のため請求をしないままとなっていることに平成24年に気づき、請求可能かを被申立人に打診したが、被申立人が共済金請求権の時効を主張し共済金の支払を拒絶したため、申立に及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、後遺障害共済金375万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成4年の交通事故により、脳挫傷、右恥骨骨折を受傷。平成5年3月、被申立人より入院・手術共済金の合計515,000円の支払を受けた。
- (2) その後、平成24年3月に別件で入院共済金を請求した際に、後遺障害共済金の存在に気づき、平成24年4月文書により、被申立人に対し、後遺障害の請求について打診をしたが、明確な回答が得られないままとなっている。
- (3) 後遺障害共済金を375万円と考える根拠は以下のとおり。
 - ①聴力の障害に対して：第8級（支払割合20%）
 - ②神経症状（5か所）に対して：第9級（支払割合10%×5）
 - ③外ぼうの醜状に対して：第10級（支払割合5%）特約共済金額500万円×75%（上記①～③の支払割合の合計）＝375万円

<共済団体の主張>

本件申立てを却下する、との判断を求める。

申立人の主張する共済金請求権は時効により消滅している。よって、何ら支払義務はない。

<裁定の概要>

後遺障害診断書より、当時の障害の状態が約款・事業規約の等級表のどの状態に該当するかが明確に判断できないものの、自賠責保険による第8級の等級認定があった形跡が認められること等から、審議会より両当事者に対して和解の打診を行い、被申立人が申立人に対して和解金を支払うことで両当事者合意し、和解契約書の締結をもって解決とした。